

国際人権法上の補完性原則と条約実施における 国家裁量の統制

——非差別・平等の解釈におけるヨーロッパ人権裁判所と
自由権規約委員会の異同——

佐々木 亮

はじめに

- 1 国際人権法における補完性原則の現代的意義
- 2 補完性原則とヨーロッパ人権条約
- 3 補完性原則と自由権規約

結 び に

はじめに

国際人権法における補完性原則 (principle of subsidiarity) とは、人権条約を実施する第一次的な義務と責任を主権国家たる締約国が負い、条約の履行監視委員会等の国際的な実施機関の権限は、締約国による条約の実施を補うことにあるというものである。

北村 (2014) は、補完性原則が、「各国間の多元性 (pluralism) を容認しつつ普遍的な立憲的価値を目指すための原則」であることに着目し、人権条約の解釈・適用の場面における同原則の考慮が、今日の国際人権法の基本的な重要課題になっていることを指摘する¹⁾。国際社会の多元性の尊重と人権の普遍的保障という2つの要請の間であって、実効的な人権保障の

1) 北村泰三「国際人権法における『補完性原則』の意義—序論的考察」『国際人権』25号 (2014年) 18頁。

ために、国際人権法がいかなる役割を持ち得るのかという問題意識は、北村 (2014) のほか、同 (1981)²⁾、(2001)³⁾、(2010)⁴⁾、(2017)⁵⁾等にも通底していると思われる。そして、グローバル化が進行した今日の社会では、多様な文化・背景を持つ人々を等しく社会的に包摂 (include) した人権保障のあり方が改めて問われている⁶⁾。

以上の問題意識に基づき、本稿では、補完性原則が、1つの解釈理論として定式化されている「人権と基本的自由の保護のための条約 (ヨーロッパ人権条約, 1950年署名・1953年発効)」と、同条約に近い内容を持った世界レベルの人権条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約, 1966年署名・1976年発効)」を対象として、補完性原則が人権条約の解釈上、いかなる意義を有するのかを検討する。なお、条約の適用場面における補完性原則の現れ方は、権利や条約規定によって異なっており、全てを包括的に論じることは困難であるため、人権保障全体に関わる原則の1つである非差別・平等を特に取り上げる。

1 国際人権法における補完性原則の現代的意義

(1) 人権保障における普遍性と多様性の相克

国際人権法は、条約や慣習国際法を法源とする点で、国際公法としての

-
- 2) 北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量一評価の余地に関する人権裁判所判例を契機として」『法学新報』88巻7・8号 (1981) 35-95頁。
 - 3) 北村泰三「国際人権概念の生成と展開：人権の普遍性をめぐる議論を中心に」国際法学会 (編)『人権』(日本と国際法の100年)三省堂, 2001年, 1-35頁。
 - 4) 北村泰三「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義の相克」『世界法年報』29号 (2010) 86-123頁。
 - 5) 北村泰三「国際法・国際人権法における文化多様性」北村泰三, 西海真樹 (編著)『文化多様性と国際法—人権と開発を視点として』中央大学出版部, 2017年, 3-41頁。
 - 6) 上掲, 4頁。

性格を維持しつつ、主権国家間の相互主義に基づく義務ではなく、管轄下にある個人に対する義務を課す点や、人権条約上の国家の義務が、万人に対する義務（obligation *erga omnes*）である点で、伝統的な国際公法とは異なる特徴を備えていると説かれる⁷⁾。第二次世界大戦後の国際社会で発展した国際人権保障制度は、理念の上では全ての人間と自由と権利・尊厳における平等を目指したが、現実には冷戦構造の政治的影響を色濃く反映したものだ⁸⁾。また、ある規範や行為の正しさはそれが属する文化的文脈の中で理解されるべきであり、その解は文化によって異なるという立場が主張され、国際人権法が前提とする基本的人権の普遍性という思想に対しても、西欧近代という特定の地域・時代の価値体系であるとの批判が唱えられている⁹⁾。

1993年6月に、ウィーンで開催された世界人権会議（World Conference on Human Rights）では、人権宣言及び行動計画が、参加した171カ国のコンセンサスによって採択され、文化的多様性に配慮しながらも、人権の普遍性を承認する立場が示された¹⁰⁾。学説上も、人権をめぐる普遍主義と文化的相対主義という二項対立的な見方の再考が進んでいる¹¹⁾。急進的な文化相対主義は、多元的な社会のあり方を否定して差別や排外主義を助長することになり、抑圧状況に置かれた人々が、自己の被抑圧的立場を認識し、

7) 北村泰三「国際人権法の法的性格について」住吉良人（編著）『現代国際社会と人権の諸相（宮崎繁樹先生古稀祝賀）』成文堂、1996年、4-18頁。

8) 大沼保昭『国際法』筑摩書房、2018年、214頁。

9) 1993年4月に世界人権会議アジア地域準備会合で採択された「バンコク宣言」は、東南アジア諸国の視点から、人権の地域的特殊性への配慮を求めたものである（'Report of the Regional Meeting for Asia of the World Conference on Human Rights', 7 April 1993, UN Doc., A/CONF.157/PC/59）。

10) 'Vienna Declaration and Programme of Action', adopted on 25 June 1993, Declaration 5.

11) 例えば、大沼保昭『人権、国家、文明：普遍的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房、1998年、第7章。

他の生を想像する機会を奪っている点で、急進的な普遍的人権観と類似する価値一元論であると批判される¹²⁾。国際人権法に内在する法規範が、文化の対立を背景とする人権をめぐる紛争の調整原理を果たし得るかが問われている¹³⁾。

(2) 人権条約の履行監視機関の機能と補完性原則

国内法との関係で見た場合、国際人権法の意義は、国内憲法による人権保障を補完することであり、憲法に置き換わるものではない。人権条約の履行監視機関の役割も、国内裁判所に代わるものではなく、締約国の条約上の義務の履行状況を監視し、人権侵害の被害者が国内手続によって救済されない場合に限って、救済手続を提供するにとどまる¹⁴⁾。このことから、人権条約の内容を実現する第一次的な義務を負う締約国は、条約の解釈や条約上の権利を実現する具体的方法の決定について、一定の裁量権を有することになる。同時に、この裁量は無制限のものではないため、各締約国の個別的事情も考慮しながら、いかなる範囲で締約国の裁量を認め、履行監視機関がこれを統制するかが問題となる¹⁵⁾。次節以下では、ヨーロッパ人権条約と自由権規約を例にこの点を考察する。

12) Yvonne Donders, 'International Human Rights and Cultural Diversity: A Balancing Act' in: *2 Romanian Journal of Comparative Law* (2013) 123, p. 126; Martha Nussbaum & Amartya Sen, *The Quality of Life*, Clarendon Press, 1993, pp. 324-325; Michael Freeman, 'Universalism of Human Rights and Cultural Relativism' in: Scott Sheeran & Sir Nigel Rodley (eds), *Routledge Handbook of International Human Rights Law*, Routledge, 2014, pp. 52-57

13) 北村, 前掲(注5) 18頁; 同, 前掲(注3) 29-30頁; 同「東アジアと人権論争」工藤敬一, 森正人, 金原理(編)『東アジアの文化構造』(熊本大学「地域」研究II)九州大学出版会, 1997年, 217頁。

14) See, Gerald L. Neuman, 'Subsidiarity' in: Dinah Shelton (ed.), *The Oxford Handbook of International Human Rights Law*, Oxford University Press, 2013, pp. 364-365.

15) 北村, 前掲(注1) 21頁。

2 補完性原則とヨーロッパ人権条約

（1）ヨーロッパ人権条約の解釈論における補完性原則

ヨーロッパ人権条約は、2021年現在、ベラルーシを除く全ヨーロッパ諸国やコーカサス諸国、トルコ等を含む47の締約国を擁する地域的人権条約である。当初、文化的に比較的均質とされる西欧諸国を締約国として発効したが、東西冷戦の終焉後、旧東側諸国も加盟してその版図を広げ、異なる文化の共存と人権保障の両立という問題に改めて直面している¹⁶⁾。

ヨーロッパ人権条約に基づく人権保障システムが、国内法による人権保障を補完する性格であることは、広く受け入れられた理解である。しかし、条約自体には、長年にわたって「補完性」という文言は明示されておらず、1条（締約国の実施義務）、13条（効果的救済を確保する義務）、35条（国内救済完了原則）の中に、黙示的に取り込まれていると解されてきた¹⁷⁾。近年、ヨーロッパ人権裁判所への申立数の激増に伴う未処理案件の増加と、同裁判所の判例法の発展や判決執行監視制度の整備に伴って、締約国の国内機関の決定と世論との乖離や一部の締約国で広がった条約制度への不信を背景とした改革の中で、「補完性」原則を強調する方向への改革が進むこととなった¹⁸⁾。2011年4月のイズミール（Izmir）会議、2012年2月のブライトン

16) ヨーロッパ人権条約制度に関する日本語による概説として、例えば次のものがある：小畑郁、江島晶子、北村泰三、建石真公子、戸波江二（編）『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年、2-39頁；戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑郁、江島晶子（編）『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008年、2-52頁。

17) 北村、前掲（注1）19頁。

18) 小畑郁「ヨーロッパ人権条約における権利の体系と解釈方法論」小畑ほか（編）『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』前掲（注16）3頁；Robert Spano, 'Universality or Diversity of Human Rights? Strasbourg in the Age of Subsidiarity' in: 14 *Human Rights Law Review* (2014) 487, p. 488.

(Brighton) 会議と、2013年4月の議員会議 (Parliamentary Assembly) 意見 283¹⁹⁾の採択を経て、同年6月に第15議定書が採択・署名開放された。同議定書は2021年8月1日に発効した。第15議定書による条約の改正は、主として、ヨーロッパ人権裁判所の権限を制約し、締約国の裁量的判断の尊重に向かうものであり、その1つとして、補完性原則と評価の余地理論への言及を条約前文の末尾に加えること (同議定書1条) が含まれる²⁰⁾。同議定書の説明書 (explanatory report) では、ヨーロッパ人権裁判所の役割は、条約を権威的に解釈することによって (authoritatively interprets the Convention)、自らの権利及び自由が国内レベルで保障されなかった個人に保護 (safeguard) を提供することであるとしつつ、条約システムは、国内レベルの人権保障に対して補完的なものであって、原則として、国内審級の方が、現場の必要性と諸条件を評価するうえで、国際裁判所よりも良い位置にあることが述べられている²¹⁾。このことは、従来言われてきたヨーロッパ人権条約の補完的性格に関する一般的な説明を言い直したに過ぎないという理解も不可能ではない。しかし、条約改正の趣旨や、一般に条約の精神的基礎を宣明するものである前文に補完性原則が明示されたことは、補完性原則が、ヨーロッパ人権条約を解釈するうえで、一層重要な原

19) Council of Europe Parliamentary Assembly, Opinion 283 (2013), Draft Protocol No. 15 amending the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms.

20) ヨーロッパ人権条約第15議定書の概要につき、以下を参照:小畑郁 (訳)「ヨーロッパ人権条約を改正する第15議定書および説明報告書」『人権判例報』2号 (2016年) 3頁以下;前田直子「ヨーロッパ人権裁判所の制度改革をめぐる近年の動向」小畑ほか (編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』前掲 (注16) 11頁以下。

21) Council of Europe, Explanatory Note of the Protocol No. 15 amending the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (CETS No. 213), 24 June 2013, paras 8-9; 小畑, 上掲, 「ヨーロッパ人権条約を改正する第15議定書および説明報告書」7頁。

則として受け入れられたことを示すものである²²⁾。

（２）ヨーロッパ人権裁判所による条約解釈と「評価の余地理論」

ヨーロッパ人権条約システムの下では、条約の補完的性格により、締約国が条約の第一次的な解釈権を持つ一方で、人権裁判所が締約国の行為を審査することによって、人権保障の実効性が確保される。ヨーロッパ人権裁判所は、国家の裁量を限界付ける理論として、「評価の余地 (margin of appreciation: marge d'appréciation)」と呼ばれる解釈理論を構築してきた²³⁾。その元来の意義は、「戦争その他国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合」に、締約国に対して「事態の緊急性が真に必要なとする限度において」、条約に基づく権利保障を一時的に停止し、締約国としての義務から逸脱する措置 (measures derogating from [Contracting Party's] obligation) を認めることにあった（ヨーロッパ人権条約15条）。旧ヨーロッパ人権委員会の第一次キプロス事件決定（1956年）では、英国が公の緊急事態が生じていることを理由に、15条に基づいて条約上の権利保障を停止したことにつき、「事態の緊急性が真に必要なとする限度」であるか否かを判断する権限は委員会にあるものの、英国には、一定の裁量の範囲 (a certain measure of discretion: une certaine marge d'appréciation) が認められるとされた²⁴⁾。その理由は、緊急事態下に

22) 小畑, 上掲, 3-4頁。

23) 「評価の余地」理論に関して、北村, 前掲（注2）のほか、次も参照：江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新たな発展」『明治大学大学院紀要（法学篇）』29集（1992年）55-73頁。また、条約の普遍性・実行性の確保と締約国の裁量の尊重との調整という視点から、評価の余地理論を検討するものとして、Paul Mahoney, 'Judicial Activism and Judicial Self-Restraint in European Court of Human Rights: Two Sides of the Same Coin' in: 11 (1-2) *Human Rights Law Journal* (1990) 57, pp. 81-85.

24) European Commission of Human Rights, *Greece v. the United Kingdom* (vol.1), application no. 176/56, decision of 2 June 1956, 2 *Yearbook* (1958-59) 174, p. 176; 関連して以下も参照：北村, 前掲（注2）41-45頁；Bernadette

ある締約国の方が、条約の履行監視機関である委員会よりも事態に関する詳細な情報を得やすいため、その判断を尊重せざるを得ないというものである。また、緊急事態下で締約国が行った判断を委員会が否定することが締約国からの反発につながることを避け、条約体制を維持しようとしたことも指摘される²⁵⁾。

後に、評価の余地理論は、ヨーロッパ人権条約15条以外の実体的権利規定の解釈の際にも考慮されるようになり、締約国が有する条約解釈上の裁量の範囲を、条約履行監視機関としてのヨーロッパ人権裁判所が限界付けるための理論としての性格を強めていった。今日では、締約国間の普遍的な人権保障の要請と、文化的多様性や締約国間の法・政治制度の相違の尊重という要請を調整する機能も有している²⁶⁾。締約国に認められる評価の余地の範囲は、具体的事件の内容や問題となっている権利の性質に即して画定されるが、その広狭を判断する要素として、締約国間の法の共通基盤 (common ground between the laws of the Contracting States: dénominateur commun aux systèmes juridiques des États contractants) がある。すなわち、ある条約規定の解釈や権利の内容について、締約国の国内法や批准している条約、事案に関連する専門家の見解や世論等を考慮し、締約国の国家実行に共通性が認められれば、共通基盤が存在すると解して、締約国には狭い裁量しか認めないのに対して、そのような共通基盤の存在が認められない場合には、締約国に広い裁量を認める²⁷⁾。

Rainey, Elizabeth Wicks & Clare Ovey, *Jacobs, White, and Ovey The European Convention on Human Rights*, 7th edn, Oxford University Press, 2017, pp. 117-123.

25) 参照: 朴洪吉「ヨーロッパ人権条約における効力停止条項に関する一考察」『同志社法学』40巻2号(1988年)63-64頁。

26) この点につき、詳しくは以下を参照: 江島, 前掲(注23)58頁以下。

27) Laurence R. Helfer, 'Consensus, Coherence and the European Convention on Human Rights' in: 26 (1) *Cornell International Law Journal* (1993) 133, pp. 139-140. 論者によっては、「共通基盤」という文言のほか、「ヨーロッパの

ヨーロッパ人権裁判所は、評価の余地理論に基づいて、締約国に一定範囲で条約解釈上の裁量を認めたとうえで、問題となっている権利と当該権利を制約する必要性との間に、適切な比例関係があるかどうかを問う比例性原則（principle of proportionality）に基づいて、条約違反の有無を判断する²⁸⁾。すなわち、問題となっている権利に対する制約が、1)法律によって定められている（provided for by law; prévu par la loi）か、2)正当な目的（legitimate aim: but légitime）を有するか、3)民主的社会において必要か（necessary in a democratic society: nécessaire dans une société démocratique）を審査する²⁹⁾。3)「民主的社会における必要性」の判断において、米国連邦最高裁で見られるような段階的審査基準（厳格審査・中間審査・合理性審査）の枠組に当てはめるのではなく、問題となっている差別事由や制約を受ける権利の性格を考慮して、審査密度を判断する「可変的審査密度（variable intensity of review）」を採用している³⁰⁾。

コンセンサス（European consensus）」や「締約国間のコンセンサス（consensus between Contracting Parties）」を用いている：see, Kanstantsin Dzehtsiarou, *European Consensus and the Legitimacy of the European Court of Human Rights*, Cambridge University Press, 2015.

28) Pieter van Dijk *et al*, *The Theory and Practice of the European Convention on Human Rights*, 3rd edn, Kluwer Law International, 1998, p. 726.

29) *E.g.*, ECtHR, *S. and Marper v. the United Kingdom* [GC], application nos 30562/04 and 30566/04, judgment of 4 December 2008, paras 101–104; *Handyside v. the United Kingdom*, application no. 5493/72, judgment of 7 December 1976, paras 45–47.

30) Janneke Gerards, 'The Margin of Appreciation Doctrine: The Very Weighty Reasons Test and Grounds of Discrimination', 2017, at: <<https://ssrn.com/abstract=2875230>> accessed 24 September 2021; see, more generally, Gerards, 'Pluralism, Deference and the Margin of Appreciation Doctrine' in: 17 *European Law Journal* (2011) 80; 植木淳「差別禁止事由の再検討—EUにおける差別禁止事由の階層化」遠藤美奈, 植木淳, 杉山有沙（編著）『人権と社会的排除—排除過程の法的分析』成文堂, 2021年, 57頁。

非差別・平等に関する規定であるヨーロッパ人権条約14条や第12議定書1条の違反が争われる場合、人権裁判所は、1)類似の状況にある者の間で別異取扱(difference in treatment: différence de traitement)がなされているか、2)当該別異取扱が、客観的かつ合理的に正当化されるか(objectively and reasonably justified: objectivement et raisonnablement justifiée)という2段階の審査を行う。後者の段階では、別異取扱に当たる締約国の措置に正当な目的があり、かつ、それを実現する手段との間に、合理的な比例関係(reasonable relationship of proportionality: rapport raisonnable de proportionnalité)があるかが審査される³¹⁾。このとき、問題となる差別事由によって、厳格度の異なる「客観的かつ合理的な正当化」を要求する「差別事由の階層化(hierarchy of discrimination grounds)」が見られる³²⁾。すなわち、人種、民族的出自、宗教、障害、性的指向・性自認等の一定の事由を「疑わしい事由(suspected grounds)」と解し、これらに基づく別異取扱がある場合、「非常に重大な理由(very weighty reasons: raison très fortes)³³⁾」や「特に深刻な理由(particularly serious reasons: raisons particulièrement graves)³⁴⁾」を要求して、厳格な審査を行う解釈手法がとられている³⁵⁾。

31) ECtHR, Case 'Relating to Certain Aspects of the Laws on the Use of Languages in Education in Belgium' (merits), application nos 1474/62; 1677/62; 1691/62; 1769/63; 1994/63; 2126/64, judgment of 23 July 1968, IB para. 10.

32) See, Oddný Mjöll Arnardóttir, 'The Differences that Make a Difference: Recent Developments on the Discrimination Grounds and the Margin of Appreciation under Article 14 of the European Convention on Human Rights' in: 14 (4) *Human Rights Law Review* (2014) 647.

33) *E.g.*, ECtHR, Abdulaziz, Cabales and Balkandali v. the United Kingdom, application nos 9214/80; 9473/81; 9474/81, judgement of 28 May 1985, para. 78.

34) *E.g.*, ECtHR, Karner v. Austria, application no. 40016/98, judgment of 24 July 2003, para. 37.

35) ヨーロッパ人権条約における「差別事由の階層化」は、EU法上のその影

3 補完性原則と自由権規約

（1）自由権規約の解釈論における補完性原則

自由権規約も、締約国ごとの多様性を認めつつ、最低水準の人権保障を国際的に確保しようとする点で³⁶⁾、ヨーロッパ人権条約と類似する。ただし、自由権規約委員会（Human Rights Committee³⁷⁾）は、ヨーロッパ人権裁判所と異なり、規約解釈において「評価の余地」理論に依拠してはならず、「評価の余地」という文言に言及したうえで、それに基づいて規約を解釈することを否定した例もある³⁸⁾。ヨーロッパ人権条約が、歴史的・社会的・文化的に一定の同質性を有する47の諸国を締約国とし、「締約国間の法の共通基盤」に依拠して、各国家が有する条約解釈上の裁量の範囲を確定してきたのに対して、全世界にわたる173ヵ国（2021年9月現在）を締約国に擁する自由権規約では、そのような論理は採用し難いと考えられる³⁹⁾。

響を受けたものである。この点は、別稿で既に論じているため、ここでは深く立ち入らない：拙稿「ヨーロッパ人権条約における多様性の尊重と人種・民族差別の規制」北村・西海，前掲（注5）73-97頁。なお，米国連邦最高裁判所の判例法の中に，このような解釈手法の端緒を見ることができ：木村草太『平等なき平等条項論—equal protection条項と憲法14条1項』東京大学出版会，2008年，132-136頁。

36) Dominic McGoldrick, 'A Defence of the Margin of Appreciation and an Argument for its Application by the Human Rights Committee' in: 65(1) *International and Comparative Law Quarterly* (2016) 21, p. 43.

37) 規約人権委員会と訳されることもあるが，2006年の人権理事会の発足以前に経済社会理事会の補助機関として置かれていた人権委員会（Commission on Human Rights）との混同を避けるため，本稿では，「自由権規約委員会」と訳している。

38) HRC, Ilmari Lämsmä *et al v. Finland*, communication no. 511/1992, views on 8 November 1994, UN Doc., CPR/C/52/D/511/1992, para. 9.4.

しかし、「評価の余地」という文言を用いないとはいえ、自由権規約委員会も、規約の第一義的な解釈権を各締約国が有し、規約解釈上の裁量を有すること自体は認め、履行監視機関としての委員会との間で調整がなされることを明らかにしている⁴⁰⁾。また、個人通報事案では、裁量の余地 (margin of discretion) という文言を示して国家に広い裁量を認め、規約違反を否認する例も見られる⁴¹⁾。自由権規約委員会が、評価の余地理論に類似する解釈手法を採用していることが示唆される⁴²⁾。

(2) 自由権規約における規約解釈と締約国の裁量

非差別・平等について定める自由権規約2条1項や26条でも、本稿2(2)で論じたヨーロッパ人権条約14条や第12議定書1条と類似した解釈上の特徴が見られる。自由権規約上、違法とされる「差別 (discrimination)」とは、特定の事由に基づく「区別、排除、制限、優先であって、平等の立場で、全ての人権と自由とを認識し、享受し、行使することを阻止し又は妨げる目的を有し、又はそのような効果を有するもの」を言うが⁴³⁾、あら

39) 小坂田裕子「国際人権条約の解釈における文化的特殊性考慮の可能性と限界—指針としてのコンセンサスの意義を中心に」『国際人権』14号(2003年)96頁。

40) HRC, General Comment 3 (Article 2: Implementation at the national level), 1981, para. 1.

41) *E.g.*, HRC, Leo R. Hertzberg *et al.* v. Finland, Communication No. 61/1979, Views on 2 April 1985, UN Doc., CCPR/C/15/D/61/1979, para. 10.3.

42) 北村, 前掲(注1)21頁; Andrew Legg, *The Margin of Appreciation in International Human Rights Law: Deference and Proportionality*, Oxford University Press, 2012, pp. 34-35. 脱退や留保可否、履行確保制度の異同を含めて、ヨーロッパ人権条約と自由権規約を比較するものとして、以下を参照: 寺谷広司「国際人権条約の解釈をめぐる一考察—全体論、過程論、立憲主義からの把握」『国際法外交雑誌』119巻4号(2021年)15-16頁。

43) HRC, General Comment 18 (Non-discrimination), 1989, para. 7. ヨーロッパ人権条約における評価の余地理論が、世界レベルの人権条約にも有益な示唆を与えることを指摘するものとして、北村, 前掲(注2)91-92頁。

ゆる別異取扱が禁止されるのではなく、「基準が合理的かつ客観的（criteria [...] are reasonable and objective: critères raisonnables et objectifs）で、かつ、規約の下で正当な目的（a purpose which is legitimate under the Covenant: but visé est légitime au regard du Pacte）を達成するためのもの」は、違法な差別とはならない⁴⁴⁾。また、個人通報手続の中では、この基準に照らして、26条によって禁止される差別の有無を判断するにあたり、比例性原則に依拠することを述べたものがある⁴⁵⁾。

また、自由権規約委員会の見解からも、「差別事由の階層化」に類似した解釈手法を読み取ることができる。ミュラー・エンゲルハード対ナミビア事件（2002年）では、婚姻後に妻になる者の姓を名乗る場合に、夫になる者の姓を名乗る場合と比較して複雑な手続を必要とするナミビアの外国人法が、自由権規約26条に違反することが争われた。委員会は、同条に明示列挙されたいずれかの事由に別異取扱について、被申立国には、その理由を示す重い証明責任が課せられる（places a heavy burden on the State party to explain the reason for the differentiation: impose à l'État partie l'obligation d'expliquer la raison de cette différenciation）と判示した⁴⁶⁾。より最近の例では、同性愛への寛容を訴える活動をしていた男性が、未成年者に対して同性愛を宣伝することに罰金刑を科すとしたロシアの国内法に基づいて有罪判決を受けたことについて、自由権規約26条違反が認められたネポムニャシー対ロシア事件（2018年）において、ロシアの措置が不均衡な制限（disproportionate restriction: restreignaient [...] de manière disproportionnée）

44) *Ibid.*, para. 13. 関連して以下も参照：藤本晃嗣「『市民的及び政治的権利に関する国際規約』26条の平等権規定の審査基準再考—個人通報審査における人権委員会の解釈から」『国際公共政策研究』5巻2号（2001年）93-94頁。

45) HRC, Ms. Marie-Hélène Gillot *et al* v. France, communication no. 932/2000, views on 15 July 2002, UN Doc., CCPR/C/75/D/932/2000, para. 13.2.

46) HRC, Müller and Engelhard v. Namibia, communication no. 919/2000, views on 26 March 2002, UN Doc., CCPR/C/74/D/919/2000, para. 6.7.

であることが指摘されている⁴⁷⁾。

結 び に

以上、ヨーロッパ人権条約と自由権規約を例に、補完性原則が、人権条約の解釈・実施における締約国の裁量の範囲の画定において、いかなる機能を担っているのかを論じた。緊急事態下でのヨーロッパ人権条約上の義務からの逸脱を締約国に認めたことに始まる「評価の余地」理論は、補完性原則の1つの定式化として、人権裁判所における一般的な解釈理論として確立している。自由権規約委員会でも、規約解釈上の締約国の裁量を認め、同時に、事案の性格に応じて、委員会が当該裁量の範囲画定を行う手法がとられている。

本稿で検討した両機関の実行の意義は、人間の尊厳や自由の普遍的な保障と、国際社会における多元性の尊重という国際人権法が直面する2つの要請の間で、各国家に委ねられるべき部分と条約の履行監視機関によって監督される部分との調整を図り、国際人権保障の実効性を高めることにあ

47) HRC, Kirill Nepomnyashchiy v. Russian Federation, communication no. 2318/2013, views on 23 August 2018, UN Doc., CCPR/C/123/D/2318/2013, para. 7.5. なお、人種差別撤廃委員会の個人通報手続においても、別異取扱の正当化について、被申立国により厳格な証明を求めるアプローチがとられている (e.g. CERD, V.S. v. Slovakia, communication No. 56/2014, views on 6 January 2016, UN Doc., CERD/C/88/D/56/2014, para. 7.4.; Murat Er v. Denmark, communication no. 40/2007, views on 8 August 2007, UN Doc., CERD/C/71/D/40/2007, para. 7.3.)。これらは、人種差別の禁止が、国際社会の総意とも言える状況を反映して (拙稿「国際社会における人種差別撤廃の要求と日本の課題」国際法学会エキスパートコメントNo. 2021-6, <<https://jsil.jp/archives/expert/2021-6>> 2021年9月24日アクセス)、人権条約の解釈における国家の裁量を狭く解した例だと言えよう。同条約に関する詳しい検討は、今後の課題とする。

る。人権の締約国が、国際人権法上の義務と国内法秩序の下での人権保障の整合性を確保しながら、履行監視機関との対話に積極的に関与することが、より多くの国にとって受諾可能で、かつ、実効性を伴った国際人権法規範の発展には不可欠であろう。

（聖心女子大学現代教養学部国際交流学科講師）